

令和4年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施要綱

（ 令 和 4 年 7 月 11 日
男女共同参画推進本部長決定 ）

1 目的

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。

この運動は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的とする。

特に、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることとする。

2 実施期間

令和4年11月12日（土）から11月25日（金）までの2週間

（11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」）

3 主唱

内閣府、内閣官房、警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

4 協力を依頼する機関・団体等

地方公共団体、女性団体その他の関係団体等

（都道府県、政令指定都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等）

5 運動の重点

次の事項に重点を置く。

- (1) 「女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク」や「パープルリボンバッジ」を積極的に活用するなどにより、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等は女性に対する暴力であり、決して許されないものであるとの社会認識を更に醸成すること。
- (2) 暴力の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めるとともに、暴力の被害に遭っていながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらい、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようにすること。

6 運動の実施事項

関係機関・団体等との連携協力の下、新型コロナウイルス感染症の感染予防に留意しつつ、次の活動を実施する。

その際、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）において、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」としていることから、令和4年度の運動においては、「性暴力を、なくそう」をテーマとして、性犯罪・性暴力の根絶に向けた広報・啓発活動を強化することとし、予防啓発の取組に加え、被害に遭った場合の相談窓口の周知を図るものとする。

- (1) ポスター、リーフレットの作成・配布、テレビ、ラジオ、インターネット等のメディアを利用したキャンペーン、パープル・ライトアップ等の広報活動を、運動のより一層の広がりを目指し、効果的に実施する。
- (2) 講演会・研修会等を開催し、女性に対する暴力根絶のための啓発活動を実施する。
- (3) 臨時の相談窓口を開設するなど、被害者相談活動の一層の充実を図る。
- (4) 女性に対する暴力に係る犯罪行為の未然防止を図るため、女性に対する防犯指導や青少年に対する生活指導、街頭補導等を重点的に実施する。
- (5) 女性に対する暴力に係る犯罪行為の取締り及び関係営業に対する行政指導を強化する。

あなたが望まない性的な行為は、性暴力です

話すことで、
力をもらえる
場所がある。

性犯罪・性暴力の相談窓口は、
あなたの声を何よりも尊重し、
あなたの意思を守ることに
全力を尽くします。

「自分も悪いかも」と
自分に言い聞かせて、
性暴力が“なかったこと”に
なってしまう前に。

まずは、
あなたの声を聴かせてください。

性犯罪・性暴力で悩んでいる方へ、一人で悩まず、相談してください

電話で
相談

内閣府 性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
はやくワンストップ

#8891 #8103

警察庁
性犯罪被害相談電話

ハートさん

SNSで
相談

内閣府
性暴力に関するSNS相談
キュアタイム
Cure time



パープルリボン
は女性に対する
暴力根絶のシンボルマークです。
性暴力をなくそう **検索**

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です



※#8891にお電話頂くこと、
最寄りのワンストップ
支援センターにつながります。

性暴力の悩みは、性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター はやくワンストップ #8891 にご相談ください。

ワンストップ支援センターでは、あなたの気持ちを第一に、必要なサポートと一緒に考えます。
プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。安心して相談してください。

#8891では、あなたの意思を尊重しながら、あなたが望む行動を共に考えます。

相談

専門の相談員による電話相談や、面談による相談ができます。相談者の不安な気持ちに寄り添い、どうしていきたいかを一緒に考えます。



医療的支援

緊急避妊薬の処方や性感染症検査、証拠採取を行ったり、必要な支援が受けられたりする病院の紹介や付き添いをします。



心理的支援

精神的ケアが必要な方には、必要な治療や心理的支援を安心して受けることができるようサポートをします。



同行支援

警察への届け出を望む場合、警察と連絡をとり、届け出に付き添います。裁判所などの司法機関や行政窓口にも付き添います。



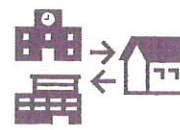
法的支援

刑事手続き、民事手続きなどの法的手段を考える時の弁護士など専門家を紹介します。



関係機関と連携した支援

行政や学校などの関係機関と連携し、被害からの回復に必要な支援を行います。また、被害者家族への支援も行っています。



※各センターによって、支援内容は異なります。

この他にも、様々な女性に対する暴力に関する相談を受け付けています。

相談先

参考情報

配偶者からの暴力 (DV)

内閣府

DV相談ナビ
#8008



内閣府

DV相談プラス
0120-279-889



性暴力 (AV出演被害・「JKビジネス」問題等を含む)

内閣府

性暴力に関するSNS相談
Cure time(キュアタイム)



性犯罪に係る被害や捜査

警察庁

性犯罪被害相談電話(全国共通)
#8103



売春強要や人身取引

厚生労働省

各都道府県の婦人相談所

つきまとい、ストーカー行為の被害

警察庁

各都道府県警察の
犯罪被害相談窓口



警察庁

警察相談専用電話

#9110

警察庁

匿名通報ダイヤル

0120-924-839



内閣府

配偶者暴力被害者
支援情報



内閣府

配偶者暴力相談
支援センター



内閣府

若年層の性暴力
被害予防月間



内閣府

性犯罪・性暴力
被害者支援情報



警察庁

ストーカー被害防止
ポータルサイト



職場における
セクシュアルハラスメント

厚生労働省

各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



◆上記事柄やその他の女性に対する人権侵害

法務省

女性の人権ホットライン(全国共通) 0570-070-810

法務省

外国語人権相談ダイヤル(全国共通) 0570-090911

法務省

インターネット人権相談受付窓口
(パソコン、携帯電話、スマートフォン共通)



◆法的トラブルに関する相談

法務省

法テラス
犯罪被害者支援ダイヤル
(全国共通)

0120-079714

